

第2回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和3年7月27日(火) 15時00分～16時12分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 石岡委員、廣森委員、森委員、戸沢委員

労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、野坂委員

使用者委員 小笠原委員、田中委員、藤井委員、齋藤委員、平野委員

【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、吉田賃金室長、小枝室長補佐
長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐 定刻になりましたので、ただ今から第2回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、飛鳥委員、黒滝委員が都合により欠席されておりますが、定数に達しておりますことを報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、3名の方から傍聴申し込みがなされ、本日傍聴されていることを報告いたします。

本日は、はじめに、今期新たに公益代表委員として就任されました方をご紹介します。

廣森直子委員でございます。

廣森委員から一言ご挨拶をお願いします。

(廣森委員あいさつ)

室長補佐 それでは、高橋青森労働局長よりご挨拶を申し上げます。

局 長 委員の皆様におかれましては、御多用のところ本審議会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日の審議会におきましては、先日行われました中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対して「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」という答申が7月16日になされておりますので、その内容を伝達させていただくことにしております。

答申の詳細は、後ほど事務局のほうから説明させていただきますけれども、概要といたしましては、引上げの目安額が全国全ての都道府県で28円、全国加重平均額の引上げ率に換算して3.1%の引き上げとな

っています。

これから、この答申も参考にしていただきまして、本審議会の最低賃金専門部会を中心に、青森県の実情を踏まえての御審議をお願いすることとしております。

委員の皆様におかれましては、大変な御苦勞をお掛けすることになりますけれども、青森県におきまして令和3年度の地域別最低賃金額についての改定額をどうするか、公労使それぞれのお立場で、真摯に議論を重ねていただきますようよろしくお願い申し上げます。

非常に限られた日程でございますし、これから暑い最中ではございますが、何卒、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

賃金室長 それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

石岡会長 それでは、始めたいと思いますが、会議次第でございますとおり、本日の議題は、「中央最低賃金審議会における目安の伝達」と「その他」ということでございます。

それではまずは、「目安の伝達」を事務局から行ってください。

賃金室長 労働局賃金室の吉田でございます。

本日もよろしくお願い申し上げます。資料がたくさんございますが、別添資料「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」（答申）をご覧いただきたいと思います。

局長挨拶にもございましたが、答申の要点を読み上げて説明させていただき、『中央最低賃金審議会の目安の伝達』というふうにさせていただきます。

7月16日金曜日に、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に答申が行われました。

本文の記の部分を、読み上げさせていただきます。

1、 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2、 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3、 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4、 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

5、 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

となっております。

続きまして、2ページ目の別紙1が「公益委員見解」となっております。

1番の部分が、結論部分ですので読み上げます。

令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

ということで、御覧のとおり、ランクA、B、C、D、いずれも28円という目安となっております。

次に、2の(1)について、読み上げます。

目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

① 賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと。

② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること。

③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られること、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているも

のの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む方針であること。

④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること。

⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとはまでは言えないと考えられること。

⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、

⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること。

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(2) につきましては、生活保護水準と最低賃金との比較についての記載でございますが、乖離が生じていないことが確認された、というふうにされております。

(3) については、「引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。」とされております。

続きまして、4ページ別紙2。こちらが「小委員会報告」でございます。

2に「労働者側見解」、3に「使用者側見解」がございますけれども、いずれも一番最後のところに、「上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた公益委員見解については、不満の意を表明した。」ということになってございます。

6ページの4、「意見の不一致」でございます。「本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。」ということでございます。

最後に5としまして、「公益委員見解及びその取扱い」ということでございます。2行目の後半からですが、「・・・加えて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意しつつ各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめた」

さらに、「目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした」

この後の、「なお～」という部分からがこれまでなかった部分でございます。また、「なお、使用者側委員は、公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した」と反対をされたということでございます。

後は、答申のところにも書いてございますけれども、さらに、中小企業・小規模事業者の支援等についても書かれてございます。

以上が目安の伝達でございます。

石岡会長 ただいまの説明に関しまして、何か質問やご意見はございませんか？

小笠原委員 使用者委員の小笠原でございます。只今、中賃の目安の詳細な説明をいただきました。ありがとうございました。

一言、意見を申し上げさせていただきます。

今般、28円もの引き上げの目安が示されたことは、使用者委員といたしましては、驚きをもって受け止めているところでございます。と申しますのも、政府の月例経済報告では、「新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、依然として厳しい状況にある」となっておりまして、5月以降は「一部に弱さが増している」との文言があるところでございます。とても過去最高の引き上げ額が示される状況にあるとは思えないところでございます。

骨太の方針に記載されました賃金引き上げの政府方針を追認する結論となっていることは審議会及び最低賃金改定のあり方自体に疑問を抱かざるを得ないと思っているところでございます。

詳しくは、専門部会の審議の中で具体的に説明したいと思っておりますので、意見として申し上げたいと思います。

以上です。

田中委員 中央会の田中と申します。今、小笠原委員が申し上げたような話と同様ではございますけれども、私共の全国団体であります全国中小企業団体中央会でも今回の目安額の提示には強く反対した件がございますので、

わたくしからも一言申し上げます。

今まで、引き上げはございましたが、この状況において過去最高額となる28円という目安が示されたことは到底納得の得られる数字ではないと思います。

オリンピックで今、マスコミは浮かれています、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は今日現在も日々悪化しております、それに起因する経済情勢の悪化は1年前の目安額が示されないという私としては無責任な中賃だと思えますけれども、その頃に比べてますます深刻化しております、これまでの経過から見て、そう容易には収束しないと考えております。それにも関わらず、今回、単に骨太の方針に記載された最低賃金引き上げの政府方針を追認するような今回の結論は、中小企業・小規模事業者の実態を無視したものと云わざるを得ません。

今後の審議にあたっては、1年前と比べて悪化している経済情勢に鑑みて、最低賃金法に定められた最低賃金の決定にあたっての3要素のうち、通常の企業の賃金支払能力を最も重視しつつ、また、先ほどご説明のあった答申の中にもありましたけれども、「地方最低賃金審議会において、自主性を発揮されることを強く期待する」という趣旨に沿った審議を強く要望します。

以上です。

齋藤委員

齋藤でございます。使用者側のほうから今、意見を述べさせていただきましたけれども、私も一経営者として今回の目安の28円というものに対して意見を述べさせていただくと、青森県全体での経済は若干上向き基調にはあるというふうなお話は確かにあったのですが、業種そのものに非常にデコボコがあるわけです。

コロナの関係で多少上向いている業種もあるけれども、ほとんどの業種・業態においては、特に飲食・サービス業・観光業のほうではずっと引き続きマイナスが続いています。

このような状況の中で目安や政府の方針等々の話が出されているわけでありましてけれども、では、一企業を考えた場合、その原資がどこから出てくるのか、雇用調整助成金、コロナ融資というようなものがありますけれども、融資は今返済必要とされておりませんが、この先、3年後、返済が始まった時になると非常に企業の懐具合は厳しいものになります。

この先が見えない中で、いろいろなものと比較してのパーセンテージで何パーセント、何円というふうなところは数字で出してはいるのですが、足元を見たときに、自分たちの企業の財布の中を見たときに、必要な原資というものが全く見えない状態の中で、今回の目安の28円

という金額を聞いたときに、「何で？」と思ったのが正直なところです。今後、これから打ち合わせしていく中で、毎回これはお話していることなのですが、「上げることについてはやぶさかではない」という状況の中で、ずっと現状維持ということはないとは思うのですけれども、今の現状の中で一気に28円というのは、人件費用を捻出する企業が耐えることができるのかということを考えれば非常に難しいところがあるというふうなところを申し上げておきたいというところでございます。

以上です。

石岡会長

ありがとうございました。ほかにはございませんか。

赤間委員

確かに、小笠原委員、田中委員、齋藤委員の言う経営者側の考えもわかる場所もあります、小笠原委員が言ったように5月には一部に弱さが増していったということもあります。ただ、中賃のほうでも「最低賃金は一部の企業を考慮したものではない」というふうにも述べております。

また、先ほど、齋藤委員が仰ったように、業務によってデコボコがあります。飲食・旅行業界では大変なところもありますけれども、そのほかではとても好調な業種もありますので、全体を俯瞰しながらの議論をしていきたいなと私も思っております。

後、最低賃金法がなぜ改正になったかということも皆さん忘れているんですね。なぜ改正になったかということ、政府が考えているより企業のほうが賃上げを今まで行っていなかったというのが要因にあります。中賃でも言っていたように広がった格差をなくするためにも、生活保護との乖離額が無くなってから初めて全国一律の目安額が出たということ強く意識して審議を進めていかなければならないのではないかと考えております。

コロナ禍で日本より厳しいロックダウンを行っているような国もありますけれども、世界的に最低賃金の引き上げというのが潮流であります。例えば、iPhone1台、アメリカにおいて平均賃金の25%の賃金で買えるものが日本で見ると平均賃金の45%です。いかに日本の賃金がデフレの中で上がってこなかったかということが分かります。

やはり、日本の賃金水準の上昇というものを、今回、コロナ禍でありますけれども、きちんと見据えながら、地方の格差を少しでもなくせるように真摯な議論を進めていければと思っております。

一方では、最低賃金を上げると会社がつぶれると言いながら、雇用調整で休んでいる人がギグワークで1,000円を超える時給で働いています。この現象も含めて、今の最低賃金で本当に企業が大変なのかとい

う状況も踏まえながら、明らかにしながら議論をしていく必要があるのかなと思っております。

先ほど、田中委員が先ほど言った「通常の企業の賃金支払能力」とは、あくまでも通常に企業を成しているところの賃金であるということをもう1回考え、お互い意識を深めながら話をしていければと思っております。

以上です。

平野委員

色々、お話が出たんですけれども、最低賃金というのは、政府の財政出動が一切関わらない、政府の懐は一切痛まない、民間企業に全く委ねているというのが一つの基本的な考え方です。

政府が出した指針によって、我々支出する側としては非常にコストがかかるし、最低賃金だけではなくて過去のいろいろな法改正、例えば、有給休暇の5日取得義務ですとか、色々な目に見えないもの、イニシャルコストですとか、社会貢献労務費、負担増というのは過去の経過の中でじわりじわりと重くなってきています。

そういった部分を踏まえて、政府の懐が痛まない、財政出動のない最低賃金の28円の引き上げ額は我々企業が負担するということをまず公益委員の方々には認識いただいて議論を進めていけたらと思います。

赤間委員

ただ、政府のお金が一切出ていないという話がありましたけれども、1995年のポートフォリオではないんですけれども、労働者派遣法を含めて、今まで様々な法改正やいろいろなものによって、企業側が人を使いやすくなるように、緩和されてきた中で、最低賃金だけ取り残されてきたというのが議論の中にはあると思います。

そういう人件費を含めて、企業はより人を便利に使えるような法律を作ったので、今、最低賃金が注目されてきている要因になっていると思っています。

平野委員

そういう意見もありますし、諸外国が最低賃金を上げてきたというのは、財政出動を伴わないので、比較的政治側としては使いやすい戦略的な賃金アップの方法であるというのも一つの論拠ではあります。

赤間委員

今回、中賃でセットになるとしていた雇用調整助成金が決まったようなので、企業側がそういったものを使いながらやっていくのではないかと思います。

平野委員

業種間格差というのがあるんです。多分、雇用調整助成金を使うよう

な業種は最低賃金には抵触してこないと思います。これから、議論していくのでしようけれども、最低賃金が上がった時に影響率の業種がどこになるのか、こういうところが一つの議論のポイントになるのかなという気がします。

秋田谷委員 三者構成で具体的な金額審議というのは、専門部会でのお話になると思うので、使用者の意見としては、この場で承っておきます。

後、経済のお話をすれば、ミクロで見た場合に、労働者の賃金を安くすれば利益は上がります。しかし、労働者の立場で言うと、給料が上がらない、将来的な不安があるということで安いものばかりを選んで購入する。社会全体がそうした動きばかりになっていくと経済が縮小してデフレ経済といった社会に陥ってしまいます。

このようなことから考えると、それをどのように転換していくか、ということが一つのテーマとしてあると思います。「鶏が先か卵が先か」という議論にもなりますが。

また、経済の理論で労働移動が始まると賃金も高いところに移動していくのですけれども、日本人は性格なんでしょうね、勤めたところにずっといるという人が多くて経済競争が起きなかったということで、今や4割が非正規労働者という状況になってしまったので、最低賃金にスポットが当たったという解釈していますけれども、こういう議論を2日の日にそれぞれお話をしていきながら、何とか3者の中で議論を深めていって、何とか決着点を生み出せばいいのかなと考えているところでございます。

石岡会長 議論は尽きないところだと思いますけれども、とりあえず、今日のところはこの程度でよろしいでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長 それでは、次に、「その他」ということで、資料が配付されておりますので、説明を事務局からお願いします。

賃金室長 最初に、会議次第がついている資料がございます。さらに、一番分厚いものが別冊資料2でございますけれども、第2回中賃の目安に関する小委員会の配布資料、第3回の目安に関する小委員会の資料、別冊資料1としまして基礎調査の集計結果、その他に当日配布資料が1冊ございます。順に説明をさせていただきたいと思います。

初めに、会議次第のある資料をご覧いただきたいと思います。まず、

資料1でございますけれども、こちらが「青森県における生活保護と最低賃金の比較について」の資料でございます。先週の専門部会に提出させていただいたものと同様のものがございますけれども、生活保護費の最新データである令和元年度のデータで比較をしたものがございます。1ページ目が概要、2ページ、3ページ目が詳細な計算内訳などになります。説明いたしますと、1ページ、生活保護費のほうが月額95,957円、これに対しまして最低賃金につきましては、月額112,176円ということで、月額で見ますと16,219円、時間額で換算いたしますと、114円最低賃金が生活保護費を上回っているということでございます。昨年度は、青森県におきましては3円の最低賃金引き上げがございましたので、現在は、117円最低賃金が上回っているという状況でございます。

次に、資料2、4ページでございますが、これが青森県最低賃金の推移でございます。1番上に中賃の目安額と生活保護との比較がございまして、その下に、青森県最低賃金の引き上げ額がございまして、生活保護との比較は平成26年以降は最低賃金のほうが上回っているということで、乖離がないという状況でございます。

平成28年から30年までは目安と同額の引き上げでございましたけれども、令和元年は目安に2円プラス、昨年は目安がなかったのですが、それに3円プラスという引き上げになっているということでございます。

資料3は飛ばしまして、資料No.4、6ページをご覧ください。後ほど、今年の部分については詳細をお話させていただきますけれども、未満率・影響率の推移でございます。下に注として定義がございまして。「未満率」とは、最低賃金を改正する前に最低賃金を下回っている労働者の割合。法律に引っかかる可能性が高い方ということです。「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回ることとなる労働者の割合ということでございます。最賃が上がった時に、時給を上げないと違反になってしまう方ということです。

2年度につきましては、未満率は2.3%、これは、ここ10年では1番高かく、影響率につきましては昨年11.5%ということでございます。引き上げ額がその前の数年間と比べますと3円と小さいんですけども、影響率がそれでも二桁の11.5%ということでございます。今年度につきましては、未満率は1.9%。昨年を少し下回っているということでございます。この詳細は後ほど基礎調査の結果のところでもまた説明をさせていただきたいと思っております。

以下は、色々な統計についての資料でございます。

それぞれご覧いただければと思います。時間の都合もありまして、紹介は省略させていただきたいと思っておりますけれども、一つだけ、33ペー

ジ、資料20について、青森県が実施しております景気ウォッチャー調査の特別調査の令和3年の4月期の結果がございます。めぐりまして、34ページでございますが、県全体の状況でございます。「非常に影響があった」との回答が59.6%と最も多く、「どちらかといえば影響があった」との回答を合わせると、93.9%が何らかの影響があったというふうに答えているということでございます。

ただ、「非常に影響があった」を見ますと、7月期の77%をピークに以降少しずつ減少している傾向にはあるということでございます。

続きまして、別冊資料1の「令和3年度最低賃金基礎調査結果」の資料を説明いたします。

1ページをご覧ください。基礎調査の概要がここに載っております。3として調査産業、「製造業」、「卸・小売業」、「宿泊・飲食業」、「サービス業ほか」が記載されています。4としまして、対象事業所ということで「製造業」、「新聞・出版業」については、100人未満。「卸売・小売」、「宿泊・飲食」、「サービス業ほか」については、30人未満。要は、最低賃金近傍で働いている業種・規模にフォーカスした調査ということになってございます。

母集団といたしましては、平成28年経済センサスによっているということで、今年の6月1日現在の賃金について基本的には調査をしたというものでございます。

集計方法としましては、集計した労働者数を母集団数に復元して総括表、分布票を作成しております。

次の2ページでございますが、今年の調査の結果でございます。集計数といたしましては、738事業所、5,366人の労働者について回答がございました。これをセンサス上の数に復元したもので、復元した数としましては、労働者数で183,662人になっているということでございます。

1枚めぐりまして4ページをご覧ください。今年度の基礎調査結果に基づく未満率と、今年度の県最低賃金の引上げ額によって影響率がどのようになるのかを示す「試算表」がこちらになります。

左上に未満率がございます。先ほども申し上げましたけれども、1.9%となっております。昨年度は2.3%でしたので、多少減っているということでございます。

右側を見ますと、引き上げ額、引き上げ率、影響率というものが1円単位で載せてございます。1円上げたところから50円上げるところまでの表になってございます。現在の最低賃金額793円でございますが、例えば、1円最賃が上がると影響率は6.6%、また、801円のところで影響率が大きく跳ねており、7ポイント多くなっていますけれども、

これは、800円の方が多く、801円になると影響率が大幅に上がる、ということになっているということでございます。仮に、中賃の目安と同じ28円引き上げになりますと、金額としては821円、影響率は21.5%という数字になってございます。

以下、全業種と産業ごとの総括表をつけております。

6ページをご覧ください。一番左に時間当たり所定賃金額、その右に対応する労働者数とその割合。これは累計になります。例えば、現在の最低賃金額の793円のところを見ますと、12,194。これが793円以下働いている労働者の数。下の6.6%というのがその割合になります。先ほど、最賃が1円上がると影響率が6.6%と申しあげました。794円になるということは、この793円の12,194人に影響があるということなので、1円上げた時の影響率は793円のところの6.6%ということになっております。先ほどの試算表というのは、賃金額と合計の労働者数の1円下のところの割合が転記されているということでございます。

793円の方が12,194人、792円以下の方が3,437人ですので、793円ピッタリの方というのは、12,194から、3,437を引いた8,757人が793円の方だという計算になります。

この資料の8ページの一番下に月平均賃金額、時間平均額、月一人当たりの労働時間数、さらには、第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数という数字が並んでおります。

分位数について説明させていただくと、労働者数183,662人を一直線に並んでいると考えます。

第1・20分位数というのは先頭から5%目の人が入っている賃金がいくらなのかということです。なので、183,662かける0.05ですと、9,183なので、9,183人目がどこにいるかということ、793円のところにいます。792円が3,437までですから、次の793円が12,194なので、ここに9,183が入っているということになりますから、第1・20分位数は793円。

同じような考え方でそれぞれ先頭から10%目の人が第1・10分位数、先頭から25%目の人がいるところが第1・4分位数。このような形になっているということでございます。

先ほど、仮にということで目安額通りの引き上げ額の影響率申しあげましたけれども、かなり大きい数字というふうにはなってございます。

続きまして、中賃の資料の説明をさせていただきます。2分冊になっておりまして、第2回の目安小委員会の資料と第3回目安小委員会に関する資料でございますけれども、順番が逆なんですけれども、第3回目安小委員会の資料から説明をさせていただきます。

例年、この第2回の目安小委員会の資料としてお示しさせていただいております賃金改定状況調査について、第2回目目安小委員会に出した後に集計誤りがあったということで、第3回の小委員会で訂正の説明が行われたというものでございます。誤りの原因につきましては、この資料の2ページに誤りの原因が書いてありますが、令和元年度までの調査は、産業分類のL、N、Rをひとまとめにして、その他のサービス業というふうな形で集計をしていたものが、昨年、令和2年調査からは、これを分けて集計するというふうに変更になりました。ただ、集計を行うプログラムを設定するにあたりまして、誤った改修をしたというのがこの資料の1番最後のページに記載されてございます。

令和元年は、E、I、M、Pはそれぞれ集計して、その他のサービス業ということで、L、N、Rというのはひとまとめにして集計をしていたというものでございますけれども、昨年は、このL、N、Rを「それぞれ集計しましょう」というふうになったということで、サンプル労働者並べる時には、アルファベット順に並べたのですけれども、それから復元するための労働者数の業種の並べ替えをアルファベット順にしないで、令和元年度までのE、I、M、P、L、N、Rの順で並べたので、本来復元すべき同じ業種ではない別な業種に復元をしてしまったために誤りが生じたということでございます。誤りが出たのがL、M、N、Pの業種になっています。

なお、令和2年、3年ということで、今年のみならず昨年の賃金改定状況調査の集計も誤っていたということから、これも参考に審議をいただきました昨年の青森県最低賃金の審議についての影響につきまして、先に開催されました第1回の専門部会におきまして議論したところ、4表だけで結果を出したわけではなく、総合的な色々な要素を含んで昨年も結論を出しているということから、昨年の答申には影響はなかったということを確認していただいたということをご報告をさせていただきます。

その上で、訂正されました調査結果をご覧ください。この資料の3ページでございます。訂正後の第4表ということでございますけれども、一番左に産業計がございまして、そこの賃金上昇率というところが、ランク別及び計が出てございます。計を見ますと、今年の賃金上昇率は0.4%で、昨年は、1.2%でしたので、今年は賃金上昇率は下がっているということになります。青森県が属しますDランクにつきましては、0.3%の上昇。これも昨年は0.8%でしたので、下がっているということでございまして、A、B、C、D、全てのランクにおきまして、昨年より賃金上昇率は下がっているということでございます。

続きまして、第2回目目安小委員会の資料でございます。

資料1につきましては、今、申しあげました改定状況調査の誤ったデータのほうですので、説明は省略させていただきます。

ページ11からが、先ほど青森県の最低賃金と生活保護についてお話させていただきましたけれども、その全国版でございます。12ページ、13ページに昨年の最低賃金の引き上げを「加味したもの」と「していないもの」の2枚になっておりますけれども、どちらも全国の都道府県におきまして、最低賃金額が生活保護を上回っている。1番右のほうですが、Dランクのところ。福島より右がDランクでございますけれども、その中で見ると、生活保護費が高い傾向でございます。これは例年の傾向でございます。

続いて、15ページ、資料3でございますが、ランクごとの未満率、影響率の表でございます。

未満率というのは、違反の割合ということなので、ある程度、一定のところであり、そこまで大きくなったり、小さくなったりという変動はないのですけれども、影響率につきましては、当然、最賃が大きく引き上がるような時には、高めに出るということになります。

去年は、最賃の引き上げ額が小さかったということもございまして、全体の影響率は4.7%と、元年度の16.3%から見ると、かなり小さい数字になっております。Dランクにつきましても令和元年度の11.6%から6.9%ということになってございます。

次の16ページと17ページが都道府県ごとの未満率と影響率の表でございます。点線が影響率、実践が未満率ということでございます。青森県は右から4つ目ですけれども、どちらのグラフでも一番高くなっております。二つのグラフがありますけれども、これは調査の出所が違うということで、資料出所のところをご覧いただきたいのですが、16ページからが先ほど説明させていただきました基礎調査から出した影響率・未満率になります。17ページは賃金構造基本統計調査の集計から出たものでございます。

先ほど、基礎調査については、業種と規模が最低賃金近傍で働く人にフォーカスされているということを申しあげましたが、基礎調査から出した集計のほうが影響率が基本的には高く出るということになってございます。

実線と点線がくっついているところは、去年、最低賃金が上がらなかったところなので未満率と影響率が一致しているということです。

次に、18ページからの資料4が賃金分布に関する資料でございます。

各都道府県の賃金分布について、「一般労働者」、「短時間労働者」、「両者の計」、それぞれについてグラフ化したものでございます。「計」と「一般労働者」は、後ほどご覧いただきたいと思ひまして、27ペー

ジの「短時間労働者」のグラフをご覧ください。これは、経済指標の順に、東京から沖縄までがAランクからDランクの順に並んでいるというものでございます。

横軸が賃金の時間額、縦軸が労働者数ということになります。出所は、賃金構造基本統計調査になります。

東京を見ると、1,013円のところが1番高くなっているというところでございます。これまで、Aランクのところについては、基本的には最賃額より高いキリの良い数字のところにピークが来るような状況が多かったのですが、近年、最賃額がかなり大きく引き上げられたことから、Aランクの都府県でも最賃額にピークが来ているところがございます。

青森県が含まれるDランクはこの資料の36ページの福島県からになります。Dランクについては、令和元年は福島以外は最賃額はすべて790円で15県が並んでいた年でございますけれども、グラフを見ますとピークが790円にきているところと800円のところにきているところがございます。鳥取だけは850円のところに一番のピークが来ているということになってございます。青森県は、資料の39ページでございますけれども、ピークは790円のところにあるということでございます。

次のピークが800円と1,000円がほぼ同じくらいの位置にありますけれども、労働者数を見ますと、第2のピークが大体4,000人くらいで、790円が8,000人くらいいるので、最賃にぴったりの労働者が多いという印象がございます。

この後の経済指標につきましても説明は省略させていただきますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

この資料の105ページからは、中賃の目安小委員会の委員の方から追加要望のあった資料がございます。

例年出しているものと、そうではないものとあるのですが、106ページの目次を見ますと、毎年出ているものが上のほうです。決定初任給の推移であるとか、パートタイム労働者の募集賃金であるとか、こういうものは毎年出ているものでございますが、10ページ以降から新型コロナウイルス感染症の影響下における中小企業の経営意識調査等も今年が入っているということでございます。

最後に、当日配布資料をご覧いただきたいと思います。

資料としては、二つ。産業別最低賃金の開催日程の案と令和3年第11回経済財政諮問会議の資料です。一つ目の日程案につきましては後程また説明をいたしますので今回は飛ばさせていただきます。

資料の2、これは先週の7月21日に開催された経済財政諮問会議の

資料から抜粋したものでございます。先ほどの目安の答申の記の4にもございましたけれども、政府に中小企業・小規模事業者に対する支援策の拡充が強く要望されたところでございます。この経済財政諮問会議におきまして、厚生労働大臣と経済産業大臣からプレゼンが行われており、その資料がこちらの配布した資料でございます。

右肩の資料3-1というのが、田村厚生労働大臣が「最低賃金について」ということで、最低賃金の概要や目安についての説明のプレゼンの資料になります。

資料3-2というところの厚労大臣と経産大臣の連名の提出資料、「最低賃金を引き上げやすい環境整備について」というのが中小企業・小規模事業者に対する支援策についてのプレゼンでございます。

1といたしまして、雇用調整助成金、こちらは徐々に縮小するという話だったのですけれども、基本的には年内は今の助成率を維持します、というものになります。

2つ目が生産性向上支援策ということで、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金の取り組み。これは今までもございましてご利用いただいていたのですけれども、これの要件の緩和ですとか、コースを増やしますとか、これまで年度1回しか貰えなかったのを複数の支給を認めることにする、といったことが拡充されるということでございます。

3以下は、これはどちらかという厚労省というよりは経産省の関わりが強いので省略させていただきます。

めくりまして、4ページが雇調金の対応ということで、説明が記載されております。10、11、12、今年いっぱい、年末までは助成率を維持しますとあります。さらに、休業規模要件、2.5%以上休業しなければいけなかったものを取り払いますというものでございます。このようなことで、雇用調整助成金を利用していただいて、雇用維持を支援していくということでございます。

次のページが業務改善助成金の特例的な要件緩和、拡充についてのページでございます。対象人数の拡大、10人以上というのを新設する。あるいは、これまで20、30、60、90円という賃金の引き上げ額のコースがあったのですけれども、45円を新設して使いやすくしたと。さらに、設備投資。この業務改善助成金をもらうためには生産性向上のために物を買った場合、補助するという制度なんですけれども、現行では自動車やパソコンの購入は対象外ということであったのですけれども、そういうものでも生産性向上のための設備投資と認めます、ということになっている。こういった点が検討されていると、業務改善助成金については、8月1日から新しい制度を動かすということで今日の午前中に

厚生労働省のほうから連絡がございました。

これらの支援策を速やかに実施するよう検討が進められているという資料でございます。

資料につきましての説明は以上でございます。

石岡会長 色々な資料がございましたが、只今の説明につきまして、何か質問や意見はございませんか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長 それでは、そのほかに、何か事務局のほうからございますか。

賃金室長 先ほど、当日配布資料の1を後から説明させていただきますということで飛ばしましたが、こちらをもう一度ご覧いただきたいと思っております。産業別最低賃金の日程でございます。

産別の日程案につきましては、毎年、12月21日の指定発効ということになっておりますので、それに向けまして、委員の皆様から頂きました9月、10月の日程確認表を基に作成をさせていただきました。8月10日、これは地域別最低賃金の答申の日になりますけれども、この本審の場におきまして、産別最賃の必要性の有無の諮問をさせていただきます。ここから実質的に産別最賃がスタートするということでございます。そのあと2回、検討小委員会を開催いたしまして、必要性の有無の審議をし、第2回の検討小委員会の後、同じ日ですけれども、必要性ありの答申をいただく、ここで必要性ありの答申をいただきますと、今度は、金額改正の諮問を引き続き行うということになります。そのあと、それぞれの業種、4業種ございますので、業種ごとに専門部会を設置いたしまして金額等の審議をしていただきまして、10月の12日に答申をいただく予定としてございます。答申をいただくと、異議の受付をいたします。異議があった場合につきましては、10月29日に異議審を開催する予定でございますけれども、ご存知の通り、これまで産別については異議が出たことはないのです、これまでこの異議審を行ったことはないということになります。

日程のほうですけれども、ここに書いているのですが、第1回の検討小委員会について、未定ということになっておりまして、調整をしておりますけれども、今日の午前中に日程を9月2日の10時から、ということで労側・使側のほうと調整をさせていただきまして、決めさせていただきます。

ただ、場所がこちらと第2合庁の会議室がどちらも埋まっております

ので、これから外部会場を検討するということですので、場所はまだ未定ということですが。ただ、日程は9月2日、本来、検討小委員会というのは、2日近接した日に行っていたのですけれども、どうしても参考人・申出人の方のご都合を踏まえようと間が空いてしまうということになって申し訳ないところもあるのですけれども、未定となっていました検討小委員会については9月2日の10時からを予定させていただいております。

場所が決まりましたら、またこちらの表も含めまして、メール等で速やかにお知らせしたいというふうに思います。

以上、産別の日程の案でございます。確認いただきたいと思います。

石岡会長 ということで、開催日程はこの案のとおり、審議会として確認するというところでよろしいでしょうか。

（委員の間から、「異議なし」の声）

石岡会長 これは産別の話ですけれども、その前に地域別最賃につきましては、8月2日月曜日の専門部会から、いよいよ金額の審議に入ることになります。

産別も含めまして、専門部会における金額審議におきましては、これは非公開ということで今までやっておりますので、そういうふうにしたしたいと思います。

それから、8月2日からの金額審議にあたりましては、労使双方から、今年度の「最低賃金改定の基本的な考え方」というのを伺いたいと思っております。例年のことでございますけれども、そちらをご用意いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そのほか、何かご意見等はございませんか。

（委員の間から、「特になし」の声）

石岡会長 それでは、本日の審議会はこれをもって終了といたします。どうもありがとうございました。